

農福連携推進活動事業(助成事業)Q&A

[1 障がい者受入体験への助成]

Q1 取扱要領の助成要件（第2条第3項第1号エ）の、「第4欄の農作業受委託又は雇用は、休日を除き連続する契約期間の、最初の連続する期間を助成の対象とする」というのは、どういうことでしょうか。

A1 「障がい者受入体験への助成」は、初めて障がい者を受け入れる場合の指示の仕方や必要な配慮などを体験していただくためのものです。従って、一定の日数・時間が必要であり、出勤日を指定しない不定期勤務や、週1回勤務で30週のような勤務形態では体験にならないと判断しました。

「休日を除き連続する契約期間の、最初の連続する期間を助成の対象とする」とは、補助金の対象とする日数は、契約期間のうち、法律や就業規則で定められた休日以外の日で途切れるまでの日数とする、という意味です。

(例) 令和元年5月7日から5月30日まで。就業規則は毎週日曜休み、勤務を週3日(火、水、木)、1日4時間勤務の契約の場合、助成対象としては、7~9日の3日分となります。

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	⑦	⑧	⑨	10	11
12	13	⑭	⑮	⑯	17	18
19	20	⑰	⑱	㉓	24	25
26	27	㉔	㉕	㉖	31	

[2 農業施設改修への助成]

Q2 新たに障がい者を受け入れる農業経営体です。想定される環境整備をしたいのですが、助成の対象になりますか。

A2 農業経営体は、申請の時点で、契約期間6月以上となる障害者の雇用又は就労系障害福祉事業所への作業委託をしていることが条件となります(取扱要領別表事業区分2第4欄)。

Q3 助成内容の「障がい者の作業環境改善(バリアフリー化・安全性の確保・作業の効率化)を目的とした、機械・器具の購入や機械・施設の簡易な改修」とは、具体的にどのようなものでしょうか。

A3 その都度判断し、交付対象とした事例は紹介する予定ですが、想定される事案としては、次のようなものと考えています。

[バリアフリー]

段差解消、手すり整備、ハンドル蛇口・引き戸など多様な利用者に配慮したトイレの改修

[安全性確保]

一定の操作をしないと作動しないような機械の改修、巻き込み防止カバーの設置、歩行用通路設置、段差解消、手すりやバリカーの設置、照明の改善、グレーチング設置、重量物運搬用の台車購入、ウォータークーラー購入等

[作業効率化]

休憩室のエアコン設置、休憩用テント・折り畳みテーブル・イス購入、表示板設置、整理棚設置、BGM・連絡用放送設備、時計設置